

相模原市駐車場ビジョン

令和5年11月



はじめに

本市では、昭和63年11月に最初の市営自動車駐車場である相模大野立体駐車場の供用を開始し、その後もモータリゼーションの進展とまちの将来的発展を見据え駐車場整備に関する施策を進めてまいりました。

現在、橋本駅、相模原駅、相模大野駅、小田急相模原駅の周辺に6つの市営駐車場を設置しておりますが、近年、カーシェアリングの普及や免許返納者の増加など、人々の意識や生活の変化等によって駐車需要は減少傾向にあります。

一方で、橋本駅南口のリニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりや、相模原駅北口の相模総合補給廠一部返還地におけるまちづくり、相模大野駅北口の既存の都市基盤を生かしたまちづくりなど、新たにまちづくりが進められる中で駐車需要の変化が見込まれる地区もあります。

こうした駐車場をとりまく周辺環境等の変化を捉え、これまでの駐車場整備に関する方針や施策を見直すとともに市営自動車駐車場を計画的かつ合理的に経営するため、このたび「相模原市駐車場ビジョン」を策定いたしました。

今後は本ビジョンに基づき、これまでの量的な目標を立てて充足させる整備から質的な整備に転換することで、多様な駐車需要に応え、環境問題やバリアフリー等にも配慮した整備を目指す駐車場施策を展開してまいります。

結びとなりますが、本ビジョンの策定にあたりお力添えをいただきました相模原市駐車場ビジョン検討委員会委員の皆様、貴重なご意見等をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年11月 相模原市長 本村 賢太郎

目 次

相模原市駐車場ビジョンの策定に当たって	2
1 駐車場ビジョン策定の目的	3
2 駐車場ビジョンの位置付け及び構成	5
3 駐車場ビジョンの計画期間	5
I 駐車場基本計画	6
1 駐車問題に対するこれまでの取組	7
2 市の駐車場整備に係る社会情勢の変化	9
3 対象地区の需給バランス	21
4 駐車場整備に関する基本方針と方策	31
II 駐車場整備計画	34
1 対象範囲	35
2 各地区の現況	39
3 駐車場整備に関する基本方針	40
4 目標年次	40
5 整備目標量	41
6 駐車場整備に関する役割分担	44
7 駐車場整備に関する施策	45
III 駐車場整備事業経営戦略	58
1 経営戦略について	59
2 事業概要	61
3 将来の事業環境	75
4 経営の基本方針	80
5 投資・財政計画（収支計画）	81
6 公営企業として実施する必要性について	82
7 経営の戦略の事後検証、改定等について	82
巻末資料	83
1 投資・財政計画（収支計画）（別紙1～7）	84
2 各駐車場の収支状況等	91
3 検討体制等	97

相模原市駐車場ビジョンの策定に当たって

1 駐車場ビジョン策定の目的

本市では、自動車駐車場の整備に関する調査等に基づき、都市計画に3か所の駐車場整備地区を定め、昭和63年から平成25年までの約30年間に、同地区及び高度利用地区内に6施設の市営自動車駐車場を設置しました。

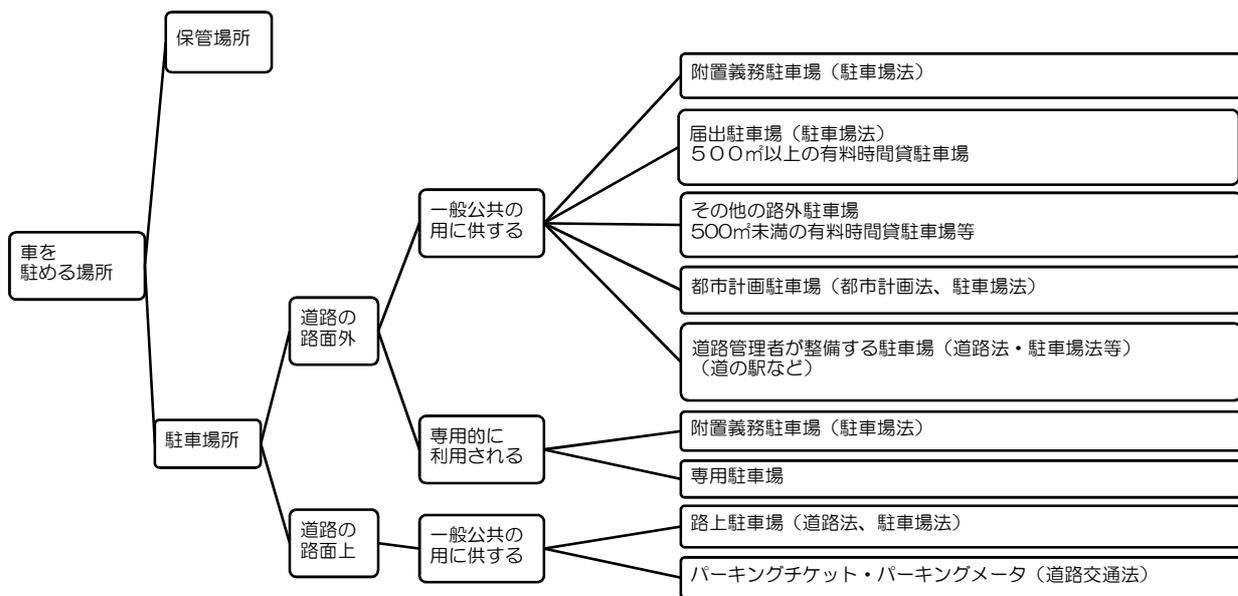
しかし、近年駐車場を取り巻く周辺環境等が大幅に変化しているため、市営自動車駐車場を設置している4地区を対象として、民間駐車場も含めた駐車場整備に関する基本的な方針、施策等を見直します。また、方針、施策等を踏まえ、市営自動車駐車場の中長期的な運営の見通しを示すため、相模原市駐車場ビジョン（以下「駐車場ビジョン」）を策定します。

【過去の駐車場整備に関する調査・計画】

年月	名称	主な内容
昭和58年3月	駐車場整備基本方針等策定調査	駐車場整備に関する基本方針の策定及び駐車場整備を必要とする地区の抽出のための調査
昭和62年3月	駐車場整備計画策定調査	駐車場整備地区の設定、附置義務制度の創設、駐車場供給策の方向付け等整備計画の内容についての総合的な検討のための調査
平成6年3月	駐車場基本計画策定調査	駐車場法等の改正に伴う、公民一体となった駐車施設の整備・確保への取組の見直し並びに市街地整備の動向及び目標を踏まえた駐車施設整備のあり方、基本方針等の再検討のための調査
平成13年3月	相模大野地区駐車場整備計画	再開発に伴い策定した相模大野駐車場整備地区内の整備計画
平成18年1月	相模大野地区駐車場整備計画（改定）	再開発の内容変更に伴い改定した相模大野駐車場整備地区内の整備計画

【駐車場の分類】

一般に駐車場といわれるものを分類すると概ね次のとおりです。



国土交通省 令和4年度第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会（R4.10.5）会議資料3を参考に作成

【市営自動車駐車場を設置している地区】



地区名	都市計画で指定している地区	市営自動車駐車場設置数
①相模大野地区	相模大野駐車場整備地区 高度利用地区（相模大野駅西側地区）	2
②橋本地区	橋本駅周辺駐車場整備地区 高度利用地区（橋本駅北口地区、橋本駅北口C地区）	2
③相模原地区	相模原駐車場整備地区	1
④小田急相模原地区	高度利用地区（小田急相模原駅北口地区、小田急相模原駅北口B地区）	1

■ 駐車場整備地区とは

都市計画法（昭和43年法律第100号）上の商業地域、近隣商業地域等の区域内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域として都市計画に定める地区

■ 高度利用地区とは

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区

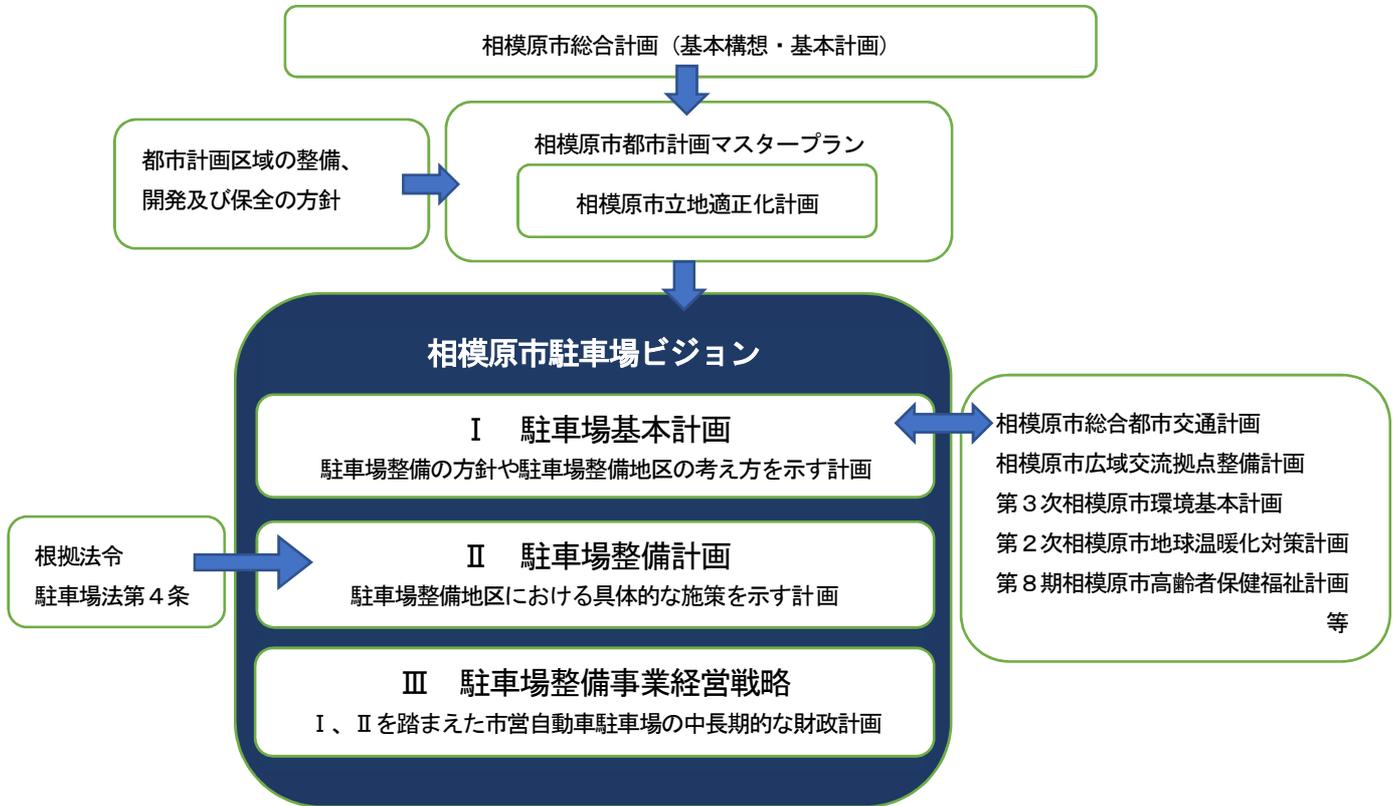
■ 都市計画駐車場

都市計画法第11条で都市計画に定めることができるとされる都市施設の一つ。一般的に駐車場整備地区内に設置し、地区の駐車需要に対応して一般公共の用に供する駐車場。

2 駐車場ビジョンの位置付け及び構成

相模原市総合計画及び相模原市都市計画マスタープランを上位計画とし、相模原市総合都市交通計画等の関連計画と整合を図り、策定するものです。

なお、駐車場ビジョンのうち駐車場整備計画は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条に基づく駐車場整備計画として定めるものです。



3 駐車場ビジョンの計画期間

駐車場ビジョンは、令和5年11月から令和15年3月までの約10年間を計画期間としますが、相模原市総合計画基本計画（第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の計画期間と合わせて令和9年度に見直しを行います。また、各関連計画に変更等が生じた際は、必要に応じて全体を見直します。

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
相模原市総合計画基本構想／相模原市都市計画マスタープラン／ 相模原市立地適正化計画（令和2年から概ね20年）										
相模原市総合計画基本計画 （令和2～9年度）【10年間】						新しい基本計画				
相模原市駐車場ビジョン（令和5年11月～15年3月）【10年間】										
見直し						見直しを反映させた駐車場ビジョン				